

基金情報

No. 6

代議員会特集号
平成14年10月

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445
ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

第77回代議員会・議案事項

平成14年9月27日開催(於：東日本硝子業厚生年金基金)

議案第1号	平成13年度事業報告(案)
議案第2号	平成13年度決算(案)
議案第3号	年金経理における平成13年度・不足金の処理(案)
議案第4号	平成13年度決算による財政検証及び財政再計算結果並びにこれに伴う掛金の引上げ
議案第5号	基金関連法令の改正等に伴う対応
議案第6号	規約・規程の一部変更(案)
議案第7号	年金ALM等の実施(案)

第77回代議員会終わる！

代議員会の
審議結果

第77回代議員会が、平成14年9月27日午後4時から東日本硝子業厚生年金基金・会議室にて開催されました。

今代議員会は、平成13年度決算や財政再計算に伴う掛金の引上げ案件、また法令改正等に伴う対応や年金ALMの実施など多くの重要議案を抱え、議論伯仲の白熱した審議が行われましたが、予定の議事を全て終了しました。

決算関係議案の審議結果

不足金33億9,422万円を翌年度に繰越

平成13年度の決算については、平成13年度の事業報告とともに、年金経理及び業務経理とも議案どおり承認されました。

また、年金経理における平成13年度の不足金：3,394,223,425円は全額を翌年度に繰越すことも承認されました。これにより、繰越不足金の累計は、平成12年度分と合せ5,009,078,184円となりました。

財政再計算に伴う 掛金引上げ議案の審議結果

年金掛金率を来年4月から5%引上げ

平成13年度決算を基準日とする財政再計算結果による特別掛金率20%引上げについては、種々議論がありましたが、特例調整金を計上するほか、過去勤務債務(特別掛金)を20年償却することによって引上げ幅を抑えることとし、特別掛金率を平成15年4月1日から5%引上げることで承認されました。

この結果、平成15年4月分からの特別掛金率の合計は、14%となります。

なお、特例調整金は、責任準備金調整額(18億6,391万円)の全額を資産勘定に計上することとなります。

平成13年度決算書は平成14年9月30日厚生労働大臣あて提出

掛金率引上げによる 負担増は実質4%分

掛金引上げの審議の中で、長引く景気の低迷などを勘案すれば、掛金負担の増加をできるだけ軽くすべきとのご意見があり、福祉施設掛金(1%)を廃止し、これを引上げ分に充てることとなりました。

これにより、5%引上げるうちの1%が肩代りされますので、実質的な引上げ幅は、4%となります。

【平均的引上げ額は月43,508円】

特別掛金率の実質的引上げ幅4%に対する掛金の負担増額は、平均的な事業所(加入員数：35人、平均標準給与月額：310,747円)で月額43,508円、年額で522,096円となります。

この負担増額は、特別掛金も福祉施設掛金も全額が事業主負担となっていますので、加入員の負担増や負担変更は生じません。

給付の見直しは今後の課題？

掛金引上げの審議の中で、今後、給付の引下げをも検討し、基金財政の均衡を図る必要があるのではないかとのご意見もありました。

給付の引下げについては、加入員の三分の二以上の同意が必要であること、国の示す給付水準を確保することなどといった制約があり、今代議員会ではご意見に止まりましたが、資産運用状況や掛金負担などを勘案するに今後の検討課題であるといえます。

かっても検討した現在の代行型から加算型への移行や新企業年金制度による確定給付の導入などといった仕組みをも視野において給付設計を見直すことも必要ではないかとも考えます。

福祉施設掛金の廃止

福祉施設事業は継続実施

各種の福祉施設事業を実施するため、現在、福祉施設掛金を設定していますが、今般の年金掛金の引上げによる事業主負担の軽減を図ることとし、平成15年度から福祉施設掛金を廃止することとなりました。

福祉施設掛金廃止後の各種福祉施設事業については、業務会計(事務費掛金)の中において費用負担し、継続実施することとなりました。

受益者負担としても保養所利用料の値上げが必要である

合理化適正化意見

福祉給付金の見直し等受給者の方にも痛み分けをしてもらってもよいのではないか

財政の危機感が見えるような観点からも機関誌発行費用の節減が必要ではないか

福祉施設事業費の合理化

業務会計において、福祉施設事業を実施するためには、当面、毎年度繰入ってきた業務会計からの繰入金福祉施設の事業費に充てるほか、事業の質量を維持・適正化し、また保養所におけるサービスの充実に配意した福祉施設事業費の合理化が求められます。

福祉施設事業費の合理化・効率化については、第76回代議員会(平成14年度の事業計画・予算)でご承認いただいた保養所運営経費の基礎調査を踏まえて検討・実行を予定していますが、平成15年度予算からも積極的な合理化の検討・実施が必要となります。

なお、第77回代議員会において、保養所の利用料の引上げや福祉給付金の見直し等についてのご意見がありました。

平成15年度予算ではそれらをも踏まえた福祉施設事業や費用の検討と実行が必要であると考えます。

< 平成13年度・収支決算概要 >

	年金経理			業務経理・業務会計			業務経理・福祉施設会計		
	科目	金額(円)	摘要	科目	金額(円)	摘要	科目	金額(円)	摘要
収入	掛金等収入	1,874,102,048		掛金収入	108,238,392		掛金収入	36,079,464	
	受換金	8,955,329	再加入者・受換金	事務費交付金	711,000	連合会交付金	施設収入	26,406,460	
	政府負担金	200,586,115	国の給付負担金	延滞金	1,053,900		受入金	20,000,000	業務会計より
	運用収益	0		受取利息	38,940		受取利息	1,485,025	
	受入金	30,378,557	業務会計より等	雑収入	25,020		雑収入	18,600	
	特別収入	215,100	返納金				基本金戻入金	13,864,218	安定化資金取崩
	資産評価調整増額	178,054,000	数理的評価の調整額						
計	2,292,291,149		計	110,067,252		計	97,853,767		
支出	年金給付費	1,890,376,741		役員員給与	24,421,600		役員員給与	5,852,400	
	移換金	310,762,655	中途脱退者・移換金	役員員諸手当	15,844,363		役員員諸手当	2,449,000	
	抛出金	4,125,000	支払保証負担金	旅費	966,230	消耗品	旅費	113,520	光熱水料
	信託報酬	94,100,279		需用費	10,819,901	印刷製本	需用費	39,839,689	消耗品
	投資顧問料	30,807,000		会議費	108,539	通信運搬	材料費	12,129,543	印刷製本
	業務委託費	20,863,643	年金支払事務費等	代議員会旅費	1,080,000	雑役務費	福祉施設費	13,421,218	通信運搬
	指定年金数理人費	630,000		代議員会需用費	7,470	借料損料	福祉給付金	12,920,000	雑役務費
	運用損失	1,187,144,478		代議員会会議費	739,472	その他	諸謝金	7,340	借料損料
	給付債務増加額	1,766,369,000		繰入金	50,378,557		雑支出	14,497,682	その他
	未償却過去勤務債務減少額	381,335,778		雑支出	3,580,086	連合会費等			
				機械処理経費	3,920,236				
	計	5,686,514,574		計	111,866,454		計	101,230,392	
	差引計	-3,394,223,425	(当年度不足金)	差引計	-1,799,202	(当年度不足金)	差引計	-3,376,625	(当年度不足金)

法令改正対応と 規約・規程変更議案の審議結果

一賞与については掛金・給付の対象としない

平成15年4月1日から施行される総報酬制(1支給150万円を限度とする賞与に対する掛金の賦課・給付の基礎とすること)については、賞与を掛金・給付の基礎とはせず、従来どおり、標準給与をもって賦課・給付を行うこととなりました。

なお、代行部分は、賞与も掛金・給付の基礎となります。

一上限を超える積立金控除は前詰方式にて規約・規程変更一

決算において積立金がその上限を超える場合は、翌年4月の掛金から控除することとし、規約及び財政運営に関する規程を変更することとなりました。(平成14年4月1日適用)

一事業所減少からの特別掛金の徴収については継続検討

事業所が減少した場合の特別掛金の一括徴収については、今後も検討することで承認され、現在規約に規定されている脱退時特別掛金が引き続き適用されることとなりました。

なお、脱退時特別掛金は、事業所が脱退・合併等により基金から抜ける場合に、未償却過去勤務債務や不足金を一括徴収することとされているものです。

規約・規程の変更手続きは、平成14年10月初旬に完了

一解散時の不足金は事業主負担にて規約変更一

基金が解散する場合に、不足金があるときは標準給与を基礎として、事業主が按分負担することとし、規約を変更することとなりました。(平成14年4月1日適用)

一その他規約・規程の変更も承認

その他、大和銀信託銀行のりそな信託銀行への商号変更【規約・運用管理規程・資産運用に関する規程の変更】及び許容繰越金率(4.51%→11.29%)等弾力化措置に係る変更【財政運営に関する規程の変更】による規約・規程を変更することとなりました。

なお、特別掛金の分離については、今回の特別掛金の引上げに係る規約変更とともに、次回代議員会にて審議いただくこととしています。

年金ALM等の実施議案の審議結果

年金ALMについては大和銀信託銀行に、運用機関の評価・選定については大和総合研究所に、平成15年2月までの完了として、実施を委託することとなりました。

この結果を基に、平成15年度から政策アセット・ミックスの変更等を行う予定としています。

なお、大和総研には、1年を目途としたコンサルティングについても委託することとなっています。